

面接交流ネット 07年春の公開講演

面接調停の上手な活用法

日時：07年1月20日午後4時30分（開演午後4時）から

無料

場所：神奈川県民サポートセンター（図1参考）

TEL:045-312-1122(代)

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター4階）

講師：山口恵美子さん＝（社）家庭問題情報センター（FPIC）常務理事

<山口さんからのメッセージ>

2004年秋、家庭問題情報センター（FPIC）では面会交流の援助を事業として立ち上げました。司法の世界では、離婚や別居で別れて暮らす親子が会って交流を深めることなどを『面接交渉』といいますが、FPICではもう少し親しみが感じられるよう、『面会交流』と呼ぶことにしました。この表現には離婚後も親子の縁は切れないという考えが、当たり前の社会になってほしいとの願いもこめています。

司法的な見地からすれば、面会交流の目的には、子の福祉、親の権利、親子の自然感情などが挙げられますが、援助の心理臨床的な見地からは、もう一つ、もっと人間くさい目的を加える必要を感じています。それは、親が子に心からわびることです。離婚の過程で子どもに不安で悲しい思いさせてしまったこと、夫婦として一緒に子育ての責任を全うできなかったことを、心からわびることです。一生懸命遊んでやる、言葉にしてわびる、怒りを受け止めるなど、表し方はさまざまですが、わびる気持ちを子どもの心に届けることが大切です。

家庭裁判所に面接交渉調停などを申し立てると『試行面接』を行う場合もあります。この試行面接は、将来行う面会交流の準備やステップといった色彩があります。30分くらいの短い時間ですが、裁判所の一室で別れて暮らす親子が実際に会って、誤解を解いたり、親子の絆（きずな）を確認したりします。

面接調停では試行面接だけでなく、他にもいろいろな取り組みを行います。裁判所の調停というと堅苦しいイメージを抱かれると思いますが、利用の仕方によっていろいろな可能性を引き出すことができます。家庭裁判所調査官の経験も交えながら、面接調停の上手な活用法を考えてみたいと思います。

（図1）



山口さんの略歴などは以下の通りです。

現職 （社）家庭問題情報センター（FPIC）常務理事
東京家政学院大学人文学部非常勤講師

略歴 元FPIC事務局長、元家庭裁判所調査官、

著書

『子どもたちをいじめから救うために』共著（日本評論社）
『家族問題 危機と存続』共著（ミネルヴァ書房）
『変貌する家族』共著（日本加除出版） など多数

ご不明な点は面接交流ネット
mensetu@fp-kashiwa.com
までお問い合わせください。